

入 札 心 得 書

(一同入札)

入札心得書

藤井寺市が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）に参加する場合は、地方自治法、同施行令、藤井寺市財務規則、その他関係法令、入札要項及び以下のことを遵守の上参加して下さい。

1. 入札公告又は指名通知等

- (1) 地方自治法施行令第167条の6に定める一般競争入札における公告は、藤井寺市役所前の掲示場に掲示、及び藤井寺市ホームページに掲載して行います。
- (2) 地方自治法施行令第167条の12に定める指名競争入札における通知は、通常ファックスで行います。通知を受けた場合は、速やかに通知受領書をファックスにて返信してください。返信が無い場合は、入札辞退とみなすことがありますのでご注意ください。
- (3) 入札資料の配布は、別途指定する日時及び場所において行います。配布の参加が無い場合は、入札参加を認めませんのでご注意ください。

2. 入札保証金

競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に入札予定価格の100分の3以上の入札保証金又は入札保証金に変わる担保を納入し、又は提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではありません。

3. 入札の方法

- (1) 入札参加者は、所定の日時に所定の場所へ出頭し、本市指定の書式により入札に参加して下さい。
- (2) 入札参加者は、図面、設計書、仕様書、その他関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行って下さい。この場合において疑義があるときは、別に指定する方法により職員に説明を求めることができます。
- (3) 入札参加者は、競争入札参加有資格者登録（以下「有資格者登録」という。）で届出をされている内容（住所、会社名(※)、代表者名(※)、及び使用印鑑。以下「有資格者登録届出内容」という。）で参加して下さい。

※ 有資格者登録において入札及び契約等に関する権限について受任者を設定している場合は、その権限受任者をいう。以下同じ。

- (4) 入札参加者は、入札参加にあたって、入札条件の確認書（以下「入札参加確認書」という。）に住所・会社名・代表者名（代理人にあつては代理人名も記載）を記名し入札参加者印を押印して提出して下さい。確認書は入札当日配布します。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させる場合には、委任状（参考様式1）を前項の確認書と併せて提出して下さい。委任状の様式は自由ですが、委任者は当市へ有資格者登録届出内容でもって、委任内容、代理人の氏名、入札で使用する印鑑等を記載及び押印した書面で提出して下さい。
- (6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の参加者の代理をすることはできません。
- (7) 入札参加者は、成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者及び未成年者を入札代理人とすることはできません。
- (8) 提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回はできません。
- (9) 内訳書の提出を条件としている場合は、入札のときに内訳書を提出して下さい。

内訳書に記載の金額については、第一回の入札書に記載される入札金額と原則的には同額となるものです。内訳書は、指定のある場合を除き、大内訳程度で作成して下さい。また、内訳書には、有資格者登録届出内容を記名・押印して下さい。

- (10) 入札執行時の内訳書の訂正は、内訳書提出前に限り可能とします。訂正方法は、入札書の訂正方法に準ずるものとします。なお、入札を代理人に委任される場合は、代理人使用印の押印による訂正を認めるものとします。

4. 入札書の記載方法

- (1) 入札書は、入札当日に市指定用紙を配布します。
- (2) 入札書の記載は、次のことに留意の上行ってください。
 - ① 訂正の容易な筆記具(鉛筆など)で記入しないこと。
 - ② 入札者名は、有資格者登録をされている住所・会社名・代表者名で記載し、届出の使用印鑑を押印すること。
共同企業体が入札を行う場合は、代表者が前述のとおり記名・押印すること。
代理人が入札を行う場合は、委任者の住所・会社名・委任者名及び代理人の氏名を記載し、代理人使用印を押印すること。
 - ③ 入札書に記載する金額は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する金額を除いた金額(本体価格)を記載のこと。ただし、入札公告等に別段の記載がある場合は、この限りでない。
入札書への記載については、一枠に一字ずつ記入し、金額の前枠に「¥」を付けること。
 - ④ 入札年月日、件名をよく確認の上、提出して下さい。
 - ⑤ 入札書を訂正する場合は、次の方法により抹消線（══）を引き、抹消線上に押印を行うこと。
 - ア) 金額欄の場合は、訂正する数字のみでなく金額全てに抹消線を引くこと。
 - イ) その他の場合は、訂正部分に抹消線を引くこと。

5. 再度入札

- (1) 予定価格を当該入札の執行前に公表した入札については、入札回数は1回で、再度入札は行いません。
- (2) 予定価格を当該入札の執行前に公表した入札以外の入札については、開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。入札回数は、初度入札も含め原則として2回とします。この場合、前回の入札において無効又は失格の入札をした者は、再度の入札に参加できません。ただし、参加できない者も再度入札に立会して下さい。

6. 開札

開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行います。入札者は、開札に立ち会わなければなりません。

7. 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします（売払い入札を除く）。ただし、地方自治法施行令第167条の10の規定により当該入札価格では適正な契約の履行ができないと判断される場合については、落札者とならない場合があります。
また、工事及び製造その他についての請負であらかじめ最低制限価格を設けている場合には、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合には、直ちにクジにより落札者を決定します。この場合、入札書に使用した印鑑が必要です。クジを引かない者があるときには、これに代わって入札事務に関係のない職員にクジを引かせるものとします。
- (3) 落札者については、決定後その場にて発表します。

8. 落札金額

- (1) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等に相当する金額を加算した金額とします。
- (2) 落札金額については、落札者決定後その場にて発表します。

9. 無効の入札

次の場合に該当した入札は、無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 委任状の提出のない代理人のした入札

- ③ 所定の入札保証金、又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）のした入札
- ④ 入札参加確認書の提出のない者が行った入札
- ⑤ 入札者の記名及び押印のない入札
- ⑥ 入札金額の記載のない入札
- ⑦ 入札金額又は入札者の氏名その他の主要部分が識別しがたい入札
- ⑧ 訂正印のない金額の訂正・削除等による入札
- ⑨ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- ⑩ 予定価格を当該入札の執行以前に公表した場合において、当該予定価格を超えて行った入札
- ⑪ 再度入札において前回の最低入札価格以上の価格でした入札
- ⑫ 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした入札は、その全部の入札
- ⑬ 同一入札について、同一人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑭ 入札執行時において、指名停止措置及び藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置、又は有資格者登録の抹消をされている者が行った入札
- ⑮ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 失格の入札

次の場合に該当した入札は、失格となりますのでご注意ください。

- (1) 最低制限価格を設定した入札での、最低制限価格に達しない価格でした入札
- (2) 内訳書の提出を条件とした入札での、内訳書の提出のない入札

11. 入札の辞退

入札を辞退するときは、次に定めるところにより届け出て下さい。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（参考様式2）を 戦略調整課 に提出のこと。
- ② 入札執行中にあつては、入札書の金額欄に「辞退」の旨を記入して提出のこと。

12. 入札の中止

- (1) 不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。
- (2) 初度入札において参加者が一人の場合は、入札の執行を取りやめる場合があります。
- (3) 入札辞退者が多く、正常な入札の執行が損なわれる恐れがあると判断した場合は、入札を中止し、又は保留し、もしくは延期する場合があります。
- (4) (1)、(2)及び(3)により入札を中止し、又は保留し、もしくは延期した場合で、当該入札の中止等の理由によっては、入札参加者を差し替えし、又は変更して再度入札を執行する場合があります。

13. 異議の申立

入札をした者は、入札後において、図面、設計書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

14. 契約書

- (1) 契約書は、契約書作成までに提出を義務付けている書類等がある入札については、所定の書類を提出し発注者の確認を受けた後に、それ以外の入札については、入札終了後に、それぞれ速やかにお渡します。落札者は職員の案内に従い、指定の窓口へお越しください。
- (2) 落札者は、本市が指定する期限までに契約書を提出して下さい。
- (3) 落札者は、正当な理由がなく、本市が指定する期限までに提出しないときは、落札者はその効力を失うことがあります。この場合落札金額の3%に相当する違約金を徴収します。

15. 契約保証金

落札者は、契約内容に応じて次に定める金額を契約保証金として納付しなければなりません。ただし、

契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではありません。

(1) 落札金額の100分の10以上の納付を求める契約

建設工事請負

工事に伴う業務委託

その他入札要項等により契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を条件とする契約

(2) 落札金額の100分の5以上の納付を求める契約

(1)に示す契約内容以外の契約

16. 議会の議決に付すべき契約の特約事項

議会の議決を必要とする契約は、議会の議決を経るまでは仮契約となります。

17. その他

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」等に抵触する行為を行わないこと。

なお、入札参加者が談合等を行っている又は行っていたとの情報を得た場合において、本市が談合を疑うに足りる事実が確認できると判断した場合は、入札を中止又は無効とし、若しくは契約後にあっては契約を解除することがある。

参考様式1

委 任 状	
私儀今般都合により _____ を代理人として定め下記の権限を委任します。 件名 _____ 入札要項記載の件名を記入 工事（履行）場所 _____ 入札要項記載の工事（履行）場所を記入 受任者使用印鑑 _____ 代理人使用印 を押印 1. 上記工事（業務）に関する入札（見積）の一切の権限 2. 入札保証金の請求及び受領に関する一切の権限 年 月 日 藤井寺市長 様 委任者 住所 商号又は名称 氏名 登録届出をされた住所、会社名、代表者名（※注）、及び使用印鑑を記名押印のこと	入札参加代理人氏名

参考様式2

入 札 辞 退 届	
年 月 日	
藤井寺市長 様 住所又は所在地 商号又は名称 代表者名 印 下記理由により入札を辞退いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。 記 1. 件 名 _____ 入札要項記載の件名を記入 2. 辞退理由 _____ 3. 入札日 _____ 年 月 日 入札執行日を記入	登録届出をされた住所、会社名、代表者名（※注）、及び使用印鑑を記名押印のこと

※注: 有資格者登録において入札及び契約等に関する権限について受任者を設定している場合は、その権限受任者をいう。